二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法）

第三十九条の三　法第六十九条第五項の国土交通省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。

（新設）

第三十九条の四　（略）

第三十九条の二　（略）

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第二十八条　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の二第六項及び第三十一条の十一の二第六項中「閲覧の場所及び」を削る。

第一号様式中「印」及び備考３を削る。

第三号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

第四号様式中「印」及び備考３を削る。

第五号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

第六号様式から第八号様式までの様式中「印」及び備考３を削る。

第十号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

第十号の二様式中「印」及び備考３を削る。

第十号の三様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

第十号の三の二様式中「印」及び備考３を削る。

第十号の三の三様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

第十号の四様式から第十号の六様式までの様式中「印」及び備考３を削る。

第十号の七様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

第十一号様式中「印」及び備考３を削る。

第十二号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

第十三号様式から第十九号様式までの様式中「印」及び備考３を削る。

第二十号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

第二十一号様式から第二十八号様式までの様式中「署名」を削る。

第二十九号様式中「印」及び備考３を削る。

第三十号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

第三十一号様式から第三十四号様式までの様式中「印」及び備考３を削る。

第三十五号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

第三十六号様式から第四十一号様式までの様式中「署名」を削る。

第四十二号様式中「印」を削る。

第四十三号様式中「署名」を削る。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第二十九条　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十二号様式中「印」及び備考３を削る。

第十四号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

第十五号様式中「印」及び備考３を削る。

第十六号様式及び第十七号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

第十八号様式中「印」を削り、同様式備考中「が記名押印してください」を「の氏名を記載してください」に改める。

第十九号様式中「印」を削る。

第二十号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

第二十一号様式及び第二十二号様式中「印」及び備考３を削る。

第二十四号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。